

諮問日：平成29年12月28日（平成29年度（最情）諮問第75号）

答申日：平成30年6月15日（平成30年度（最情）答申第15号）

件名：裁判官等の懲戒処分等について発表の有無がわかる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所及び下級裁判所の裁判官及び裁判所職員の平成28年の懲戒処分及び監督上の措置各件の発表の有無がわかる文書すべて」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

文書そのものを廃棄したとしても、作成時の文字情報はデータとして保存されている可能性がある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、当該文書のデータを含めて事務処理上の必要な期間が満了したために廃棄済みである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年12月28日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月23日 審議
- ④ 同年5月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人の主張は、上記第3のとおり、文書そのものを廃棄したとしても、作成時の文字情報はデータとして保存されている可能性があるというものである。この点について、最高裁判所事務総長の上記説明及び当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所において探索した結果、本件開示申出文書はそのデータを含めて廃棄済みであるとのことであり、本件開示申出文書に係る事務処理の性質等に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人